

国:50%以上売上減少

中小法人・個人事業者のための 月次支援金

緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和

給付額

中小企業法人

上限 20 万円/月

個人事業者等

上限 10 万円/月

給付額＝2019年または2020年の基準月^{※1}の売上－2021年の対象月^{※2}の売上

※1 2019年または2020年における対象月と同じ月。

※2 緊急事態措置またはまん延防止等重点措置（以下「対象措置」という）が実施された月のうち、対象措置の影響を受けて、2019年又は2020年の同月比で、売上が50%以上減少した2021年の月。

給付対象・給付要件

①と②を満たせば、業種/地域を問わず給付対象となり得ます。

① 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、飲食業の休業・時短営業又は外出自粛の影響を受けていること^{※3} 注意：地方公共団体による対象月における休業・時短営業の要請に伴う「協力金」支給対象となって事業者は対象外です。

② 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち対象措置の影響を受けて月間売上が2019年または2020年の同じ月と比べて **5.0%以上減少**していること

※3 2021年4月以降に実施される対象措置に伴う要請を受けて、休業または時短営業を実施している飲食店と直接・間接の取り引きがあること。

または、これらの地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けている事業者が対象です。

申請期間

4月分/5月分/6月分/7月分：申請受付終了

8月分：2021年9月1日～10月31日

9月分：2021年10月1日～11月30日

相談窓口 ▶ 0120-211-240

受付時間 8：30～19：00（土日・祝日含む）

ホームページ ▶ 月次支援金

検索



県:30%以上 50%未満
売上減少

岐阜県売上減少事業者等支援金

(中小法人等・個人事業者等)

2021年8月・9月に実施された「緊急事態措置」若しくは「まん延防止等重点措置」又は岐阜県の「非常事態宣言等独自措置」に伴う、飲食店の営業時間短縮又は休業若しくは不要不急の外出・移動の自粛等の影響により、売上が減少した岐阜県内に事務所を有する中小企業等及び個人事業者等に対して事業継続を支援します。

給付額

中小企業法人

上限 10 万円/月

個人事業者等

上限 5 万円/月

給付額＝2019年又は2020年の基準月の売上－2021年の対象月

給付対象・給付要件

下記に当てはまる事業者が対象となります。

区分	①飲食店の休業・時短営業の影響	②外出自粛等の影響
要件	対象措置に伴う要請等により休業・時短営業を実施している飲食店と直接・間接かつ 反復継続した取引 があることによる影響を受けて、2021年8月・9月の月ごとの売上が2019年又は2020年の同月比で 3.0%以上 5.0%未満 減少した事業者。 ・中小法人等又は個人事業者等であり、かつ本店又は主たる事務所が岐阜県内にあること。確定申告書記載の納税地（個人にあっては確定申告書の住所欄上段に記載の住所）が岐阜県内にあること。 ・2021年3月31日時点で事業を営んでおり、売上減少事業者等支援金の給付を受けた後も事業を継続する意思があること。	対象措置に伴う要請等により不要不急の外出・移動の自粛等をした個人顧客と継続した直接的な取引があることによる影響を受けて2021年8月・9月の月ごとの売上が2019年又は2020年の同月比で 3.0以上 5.0%未満 減少した事業者。

※上記に該当しても、岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給対象者、岐阜県内宿泊事業者支援金の受給者は本支援金の給付対象とはなりません。

※売上減少月において国や恵那市の月次支援の対象となっている場合は、本支援金の給付対象となりません。

※店舗単位や事業単位ではなく、事業者単位が給付対象となります。全事業の売上合計と比較します。

申請期間

【8月・9月分】：2021年10月8日（金）～11月30日（火）当日消印有効

相談窓口 ▶ 052-272-8310

受付時間 9：00～17：00

ホームページ ▶ 岐阜県 月次支援金

検索



(岐阜県 HP 内)

市:1%以上30%未満
売上減少

恵那市まん延防止等重点措置の影響緩和に係る 月次支援金（中小法人等・個人事業者等）

まん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業、時短営業や外出自粛等要請の影響で売上げが減少し、国や県の支援金制度に該当しない中小法人や個人事業者等に月次支援金を支給します。

給付額

中小企業法人

上限 10 万円/月

個人事業者等

上限 5 万円/月

※2021年4月・5月・6月の月ごとに支給金額を計算しますので、中小法人は最大30万円、個人事業主等は最大15万円までの支給となります。

給付対象・給付要件

下記の①から⑦にすべて当てはまる事業者が対象となります。

- ① 市内で、主に個人向けに商品やサービスの提供を行う事業を営む中小法人又は個人事業主等
- ② ①の事業所へ継続して商品やサービスの提供を行う事業者
※対象業種の具体例：宿泊業、飲食サービス業、卸売・小売業、交通運輸業、生活関連サービス業、娯楽業、観光業、教育関連業等
- ③ 店舗等において下記の新型コロナウイルス感染防止対策に取り組んでいること
 - ・感染防止対策の実施
 - ・新型コロナ対策実施店舗向けステッカーの掲示
 - ・岐阜県感染警戒 QR コードの掲示
- ④ 国の月次支援金の対象事業者でないこと
- ⑤ 岐阜県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金の対象事業者でないこと（4月分を除く）
- ⑥ 岐阜県売上減少事業者支援金の対象事業者でないこと
- ⑦ 本年4月・5月・6月のいずれかの月の売上げが前年（又は前々年）同月と比べて減少率が **1%以上30%未満** であること

申請期間

令和3年8月2日（月）から ※受付締切は現時点では未定ですが、お早めに申請下さい。

※8月分・9月分の申請受付はもうしばらくお待ち下さい。

提出・問い合わせ先 ▶0573-26-2111

〒509-7292 恵那市長島町正家 1-1-1 恵那市役所商工課（西庁舎3階）

ホームページ▶ [恵那市 月次支援金](#)

（恵那市 HP 内）

検索

